

徳島県告示第四百八十号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	徳島市国府町東黒田、 鳴門市里浦町里浦、吉 野川市山川町堤外、板 野郡板野町川端及び三 好郡東みよし町加茂	令和二年五月二十六日から 令和三年一月二十九日まで